

令和3年 上里町教育委員会 第8回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和3年第8回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和3年8月24日(火) 午前9時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第19号 令和3年度上里町教育予算(9月補正)について
- (2) 議案第20号 要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) 議案第21号 上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱について
- (4) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和3年9月 日() 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

- 教育委員会報告・連絡会議

令和3年第8回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和3年8月24日(火)		招集場所	上里町役場 3階 教育委員会室	
会議日程	開 会	午前9時30分	閉 会	午前10時00分	
招集者及び宣告者	教育長 埴岡 正人		議 長	教育長 埴岡 正人	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	望月 誠
	教 育 長	○ 埴岡 正人		学校教育指導室長	福島 実
	委 員	○ 阿久戸 嘉彦		生涯学習課長	金井 憲寿
	委 員	× 相川 崇樹		学校教育指導室長補佐	山本 友子
	委 員	○ 齊藤 雅男		学校教育課教育庶務係長	吉村 香織
	委 員	○ 岸本 真紀			
	※出席者○印・欠席者×印				
会 議 進 行 状 況	1. 開会		＜挨拶・開会宣言＞		
		教育長			
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願い致します。ご不明な点等ございましたらご		
		教育長	発言願います。		
		委員	＜特になし＞		
		教育長	特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、齊藤委員をお願いいたします。		
	3. 議事		それでは本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は、議案が		
		教育長	3件であります。なお、議案第19号は、9月定例議会の議案として上程を予定している内容であり、また、議案第20号は、個人情報が含まれる内容ですので、この2案につきましては、会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。		
		委員	＜了解＞		
		教育長	では、議案第19号、及び議案第20号につきましては、会議の内容を非公開といたします。		
			それでは、議案第19号「令和3年度上里町教育予算（9月補正）について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。		

会 議 進 行 状 況	学校教育課長	議案第19号「令和3年度上里町教育予算（9月補正）について」 ご説明申し上げます。	
		提案理由でございますが、令和3年第5回上里町議会定例会へ教育 予算（9月補正）を提出したいため、本案を提出するものであります。	
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。始めに、概要でござ いいますが、令和3年度上里町教育予算（9月補正）を策定したので、	
		上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の 規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。	
		<内容説明は非公開>	
		以上が令和3年度上里町教育予算（9月補正）についての提案及び 内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますよう お願い申し上げます。	
		続きまして、担当よりお手元の「令和2年度上里町教育予算（9月 補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。	
		<担当による詳細説明・質疑応答は非公開>	
		教育長	議案第19号につきましては、事務局の提案のとおり決することで よろしいでしょうか。
		委員	<異議なし>
		教育長	ありがとうございます。議案第19号は提案のとおり決定されまし た。
		続きまして、議案第20号「令和3年度要保護及び準要保護児童生 徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。	
	教育庶務係長	議案第20号「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につ いて」説明申し上げます。	
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、 学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。	
		概要及び内容についてご説明申し上げます。	
		はじめに概要でございますが、令和3年7月16日から8月13日 までに申請のありました、新規の申請者について、上里町要保護及び 準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいも のであります。	

会 議 進 行 状 況		<p>続きまして、認定内容でございます。認定区分が準要保護の新規2件3名であります。</p> <p>なお、本案の認定開始は、令和3年8月1日からとなります。</p> <p>以上で令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p><申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開></p>
	教育長	<p>議案第20号につきましては、事務局提案のとおり、決することによってよろしいでしょうか。</p>
	委員	<p><異議なし></p>
	教育長	<p>ありがとうございます。議案第20号は、事務局提案のとおり決定されました。</p>
		<p>続きまして、議案第21号「上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
	教育庶務係長	<p>ご提案申し上げました、議案第21号「上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱」の提案説明を申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活への影響を考慮して、町立小・中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費を補助し、経済的負担を軽減することにより、上里町の教育の進展を図るため、本案を提出するものでございます。</p> <p>概要でございますが、上里町立小・中学校に在籍する児童生徒の、本年9月から12月分の給食費について、臨時補助金を交付することに関して、上里町補助金等の交付手続等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。</p> <p>内容でございます。第1条では、本要綱の目的を規定しております。第2条では、補助対象者を上里町立小・中学校に就学している児童生徒の保護者と規定しております。ただし、就学援助制度にて既に給食費の支援を受けている者は対象外となります。第3条では、補助金の対象経費を令和3年9月分から令和3年12月分までの学校給食費の全額と規定しております。ただし、給食費に対し、その他何らかの補助金を受給している場合には、対象外となります。例えば、上里町民</p>

会 議 進 行 状 況		以外の児童生徒が事情により上里町に通学している場合などで、住所地から給食費に対し何らかの補助を受けているケースが該当します。
		第4条では、保護者の事務負担をなくすため、補助金の交付申請と受領を保護者に代わって学校長が行うことを規定しております。第5条では、交付申請について、学校長が家庭調査表等にて対象者を調査し、交付申請書と対象者名簿を町長あて提出する旨を規定しております。
		第6条では、町長は申請内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第7条では、補助金は概算払いとし、学校長は、請求書を町長に提出するものと規定しています。また、町長は学校長から補助金の請求があったときは、当該請求に基づき補助金を交付するものと規定しております。
		第8条では、補助金の変更申請について、交付決定後対象経費等に変更が生じた場合は交付変更申請書を町長あて提出し、町長は変更を承認したときは、変更交付決定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第9条では、実績報告について、事業の終了後に実績報告書を町長あて提出するものとし、町長は実績報告書に基づき補助金の精算を行うものと規定しております。補助金額に不足が生じた場合は、不足額を交付し、余剰が生じたときは学校長に返還請求します。
		第10条では、補助金額の確定について、町長は実績報告内容を審査し、適当であると認めるときは、確定通知書を学校長に通知するものと規定しております。第11条では、要綱の定め以外に必要な事項は、町長が別に定めるとしてあります。附則では、施行期日を公布の日からとし、令和3年12月31日限りでその効力を失うとしてあります。
		ただし、同日までに交付決定のあった補助金については失効後もその効力を有するとしてあります。これは、事業終了後の実績報告等の事務処理が翌月以降に行われるためであり12月末で失効とした場合支障が生じるためです。
		以上で、上里町立小・中学校給食費臨時補助金交付要綱の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第21号の件につきましては、事務局提案のとおり決すること

		で宜しいでしょうか。
会	委員	<異議なし>
議	教育長	ありがとうございます。議案第21号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。
進	委員	<特になし>
行	4. 教育長報告	特にないようですので教育長報告に移らせていただきます。
	教育長	3点ほど、報告させていただきます。まずは、コロナ関連です。小中学校の夏休みにあわせるかのように急拡大しておりますコロナ感染ですが、幸いにも町内の小中学校では、今のところ、大きな感染は出ておりません。県内でも、南部では、8月末まで夏休みを延長したり、分散登校をしたりという自治体もあるようですが、本町においては、予定通り27日今週の金曜日から、2学期をスタートさせます。1学期同様、感染防止に注意しながら教育活動を進めてまいりたいと思っております。
状		ワクチン接種ですが、エッセンシャルワーカーということで、教職員も優先的にキャンセル待ちにて接種ができるようになりました。
		学校行事関係では、上里北中学校の修学旅行ですが、9月2、3日、北陸方面へと計画変更をしておりましたが、更に、10月27、28日へと変更になりました。期日だけで方面の変更はございません。
況		続きまして、夏季休業中を利用した学校の改修工事関係です。長幡小学校の大規模改修。その他では、体育館トイレ、玄関タイル張り替え、遊具取り替え等の工事が行われました。長幡小の工事は、授業にも多少の影響が出てしまいますが、しっかりと工事を終えたいと思っています。東小と北中の体育館トイレ改修工事は、9月上旬迄には終了する予定です。
		最後に、7月23日から始まったオリンピックは、いろいろ課題はあったものの、無事終了いたしました。児玉高校出身、柔道の新井千鶴選手も金メダルを獲得し、本当に良かったです。本日24日からは、パラリンピックが始まります。こちらもしっかりと応援したいと思います。パラリンピックの聖火ですが、上里町では、「上里の火」として18日に採火し、翌日、朝霞で行われました県の集火式に町長が参加

会		してまいりました。また、明日25日から27日までの3日間、庁舎1階町民ホールにて巡回トーチの展示が行われます。是非ご覧になってください。
	委員	以上、教育長報告とさせていただきます。この件で何かご意見・ご質問等ございますか。
議	5. その他の事項	続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	委員	<特になし>
進	教育長	ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をおはかりいたします。9月22日(水)午前9時30分からお願いしたいと思います。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
行	教育長	では、次回の定例委員会は、9月22日(水)午前9時30分から、3階の教育委員会室で行います。
	6. 閉会	本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。
状	教育長	以上で、8月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。
		会議録署名人(教育長)
況		会議録署名人(委員)
		会議録調製者(学校教育課長) 望月 誠